

福祉年金が緩和

老後の幸福のために みんなで加入しましょう

時刻(期間が切れたとき)に
なつたときでも年金はもらえ
ません。
この手続きについては市民課
で行っております。

扶養義務者所得税額

福祉年金には、老令、障害、母子福祉年金があります。皆さんも新聞、テレビ、ラジオ放送などでご存知のように昨年の10月より「福祉年金(公的年金)」との併給が行われることになり福祉年金の支給制限が緩和されました。

福祉年金の支払を受ける要件はつぎのとおりです。

▽前年において本人の所得税額が15万円をこえないこと。

▽前年において配偶者の所得税がないこと。

▽前年において本人の生計を維持している扶養義務者の所得税額が別表の額にみたないこと。

▽公的年金の額と福祉年金額(1万円をこえない)を併せて2万円以下であること。

ただし公的年金が戦争公務のための場合は2万4千円をこえないこと。

このように福祉年金をもらえらる要件にあてはまらない人でも得業、福祉年金をもらえらる要件にあてはまらなかつたとき、すぐに受給できなかつたに手続きをしていただく必要があります。

なおこの手続きをしないで

控除対象配偶者がいないとき

15歳以上の扶養親族の数	15歳未満の扶養親族の数	所得税額
0人	0人	14,400円
1人	0人	14,000円
2人	0人	13,400円
3人	0人	12,000円
4人以上	0人	10,400円
0人	1人	12,000円
1人	1人	11,400円
2人	1人	10,000円
3人以上	1人	8,500円
0人	2人	9,400円
1人	2人	8,000円
2人以上	2人	6,500円
0人	3人以上	6,000円
1人以上	3人以上	4,500円
0人又は1人以上	4人以上	2,550円
0人又は1人以上	5人以上	550円

控除対象配偶者があるとき

15歳以上の扶養親族の数	15歳未満の扶養親族の数	所得税額
0人	0人	12,400円
1人	0人	12,000円
2人	0人	11,400円
3人	0人	10,000円
4人以上	0人	8,500円
0人	1人	10,000円
1人	1人	9,400円
2人	1人	8,000円
3人以上	1人	6,500円
0人	2人	7,500円
1人	2人	6,000円
2人以上	2人	4,500円
0人	3人以上	4,000円
1人以上	3人以上	2,550円
0人又は1人以上	4人以上	550円

この金額に達した場合は支給停止

公営住宅の入居申込

近く26戸が完成

昨年9月15日現在で調査した富士市の基本選挙人名簿の登録人員は、昨年12月20日での確定しました。

有権者三〇、三二二名

基本選挙人名簿の登録数 日まてに行われる各種選挙に使用されることになっていきます。

男が二五、二四名、女一五、一八八名となり一昨

改正前と改正後の負担調

例) 給与所得者で年間所得50万円、妻と子供2人の場合

所得税	12,130円	県民税	1,070円	市民税	2,820円	合計	16,020円		
所得税	7,840円	県民税	2,680円	市民税	3,220円	減税分	2,280円	合計	13,740円

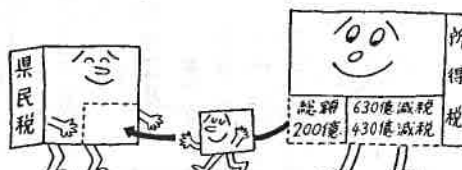
これは所得と同額とした場合の計算です。

住民税が高くなつたというが

住民税がどうして高くなつたか、その原因についてご説明してみたいと思います。

昭和37年度の住民税が高くなつた最大の原因は、税法の改正により国税(所得税)の一部を県民税に移したことです。具体的には今まで皆さんから納めていただいていた国税である所得税を減税して、そのうちの一部を県民税に移したものでありますので、県民税のみを考えた場合は確

かに高くなつていますが、改正の趣旨は所得税と県民税とを合わせて考えることが正しいのであり、この合計額においては決して高くなつておりません。いや、むしろ所得税においては移譲分以外でも減税しているので、住民税、所得税の総合負担は軽くなつています。ここが改正のポイントであります。しかし昭和37年度の県民税のもととなる昭和36年分の所得は、給与等のベースアップ、一般営業の方も高度の経済成長によつて、所得に大きな伸びがあり従つてこの所得の伸び分が税額の増となつております。



総合負担額は430億円減っている。